		二十一　積載中、貨物を外気にさらさないこと。 二十二　積載場所の通風装置の吸気口及び排気口には、フレームアレスタを装備すること。 二十三　貨物から発生する可燃性ガスが居住区域に進入しないようにすること。 二十四　積載場所における空気中の水素濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 二十五　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、計測記録を船内に２年間保管すること。 二十六　貨物の温度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用でき、かつ防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 二十七　航海中、前号の温度を定期的に計測し、計測記録を船内に２年間保管すること。 二十八　積載中、積載場所における空気中の水素濃度が１Ｖｏｌ％を超えた場合は、安全措置をとること。 二十九　ビルジウェルを定期的に確認し、ポンプ等によりビルジを排出すること。 三十　積載中に貨物の温度が摂氏65度を超えた場合には、安全措置をとること。 三十一　ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。 三十二　甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。 三十三　陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。
還元鉄(B)（塊、ペレット、冷間成形されたブリケット）	DIRECT REDUCED IRON (B) Lumps, pellets, cold-moulded briquettes	一　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質（酸性のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものを除く。）と別の船舶に積載すること。 三　防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 四　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 五　積載場所から可燃性物質を除去すること。 六　貨物を、乾燥した状態に保つこと。 七　雨中において船積みをしないこと。 八　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 九　船積みに用いるコンベヤベルトは、積載場所から離れた場所で作動させ、水又は汚れが付着していないことを確認すること。 十　積載場所のハッチは風雨密であること。 十一　船積み前、船長は、非常時に従うべき安全手順のほか、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより次に掲げる事項を確認すること。 イ　船積みに適した貨物であること。 ロ　微細な貨物の重量が貨物の全重量の５％を超えないこと。 ハ　水分が0.3％を超えないこと。 ニ　温度が摂氏65度を超えないこと。 ホ　貨物は濡れたことがないこと。 十二　船積みにおいては、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。 十三　貨物は残滓が加えられていない均質のものであること。 十四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十五　船積み前、貨物の温度を計測し、これを記録すること。 十六　船積み後、積載場所の通気口及び出入口その他の開口部を閉鎖及び密閉すること。 十七　積載場所は、不活性化法により酸素濃度を５％未満とすること。 十八　船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより貨物を３日以上養生していることを確認すること。 十九　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。 二十　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 二十一　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十二　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 二十三　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 二十四　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの滞留に留意した安全措置をとること。 二十五　前号の措置を講ずる際に、固定式炭酸ガス消火設備を使用しないこと。 二十六　陸揚げ時、濡れた貨物は速やかに陸揚げすること。 二十七　航海開始前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次に掲げる事項を確認すること。 イ　不活性化法により船倉が密閉されていること。 ロ　貨物の温度が摂氏65度以下に保たれていること。 ハ　船倉上部の水素濃度が0.2Ｖｏｌ％以下に保たれていること。